



社会福祉法人の

合併について



法人キャラクター わこう君

社会福祉法人和幸園
理事長 今村良司

法人沿革

昭和38年	6月	社会福祉法人和幸園設立
	12月	軽費老人ホーム和幸園（定員50名）を開設
昭和42年	9月	和幸保育園（定員90名）を青森市長島へ開設
昭和43年	12月	軽費老人ホーム和幸園を増築し定員60名とする
昭和45年	9月	特別養護老人ホーム和幸園（定員50名）を開設
昭和47年	9月	特別養護老人ホーム和幸園を増築し定員100名とする
	10月	軽費老人ホーム和幸園を増築し定員90名とする
昭和49年	4月	和幸保育園を増築し定員150名とする
昭和54年	4月	特別養護老人ホーム和幸園を定員変更し109名とする
昭和56年	6月	和幸保育園を新法人青森和幸会の事業として分離
昭和63年	9月	軽費老人ホーム和幸園老朽化のため一部改築
平成5年	10月	青森市委託事業としてデイサービスセンター和幸（B型）を開設
平成10年	4月	訪問入浴事業、ホームヘルプ事業、宅配給食サービスを開始
	7月	特別養護老人ホーム和幸園老朽化のため、 青森市矢田地区（現在地）に移転改築する
	8月	特別養護老人ホーム和幸園に併設して、短期入所10名、ケアハウス幸徳20名、 デイサービスセンター、在宅介護支援センターの事業開始
平成12年	4月	介護保険法施行に伴う制度改正 在宅介護支援センター和幸において居宅介護支援事業を開始 市内花園に居宅介護支援事業所「和幸園ケアセンター」を開設

平成12年	10月	デイサービスセンター和幸サテライト型として浅虫事業所を開設
平成14年	3月	グループホーム千代の郷（定員9名）を開設
平成15年	5月	デイサービスセンター和幸が身体障害者居宅介護事業者として指定を受ける
	12月	デイサービスセンター和幸佃事業所を開設。同事業所内に和幸園ケアセンターが移転する
平成16年	4月	ケアハウス幸陽（定員30名）の開設及び軽費老人ホームの一部解体（定員60名に減員）
平成17年	4月	青森市構造改革特区による、デイサービスセンター和幸が知的障害者・障害児の受け入れ施設となる
平成18年	4月	青森市の委託により「青森市東青森地域包括支援センター」を開設する。 デイサービスセンター和幸が青森市の委託により特定高齢者通所型介護予防事業を開始する
平成19年	9月	矢田地区にヘルパーステーション和幸事務所棟が完成する
平成24年	4月	ケアハウス幸陽が「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受け、介護専用型施設となる（定員29名）
	7月	「地域密着型特別養護老人ホーム大野和幸園」を市内大野地区に開設（定員29名・短期入所10名併設）
平成26年	3月	デイサービスセンター和幸浅虫事業所を事業廃止する。
	4月	デイサービスセンター佃事業所内にヘルパーステーション和幸佃を開設する
平成28年	7月	社会福祉法人青森和幸会(和幸保育園)を吸収合併
	8月	和幸保育園分園「中新町まちなか乳児室（定員30名）」を開設
平成29年	9月	サービス付き高齢者向け住宅 和幸セントラルハウスを開設
平成30年	1月	ヘルパーステーション和幸佃が和幸セントラルハウス内に移転する
	4月	和幸保育園分園を拡張、定員55名となる

合併までの経緯

- 平成25年12月 和幸園理事長・西岡の提案で和幸保育園で合併についての意見交換
双方関係者で話し合いを開始。
- 平成26年 5月 青森和幸会理事長・今村が青森市担当部長に相談。
その旨を和幸園理事会前に和幸園側に報告
- 平成26年 9月 青森和幸会職員会議で合併する意思があることを説明、意見を求める。
上を受けて青森和幸会・理事会に合併を提案。
今村より和幸園に理事会結果を報告
平成28年4月合併に向けて話を勧めたい意向を伝える。
- 平成26年10月 両法人理事長等が意見交換
法人合併に向けて具体的協議を重ねることで合意。
- 平成26年11月 和幸園理事会で法人合併に触れ、承認される。
和幸園の部門調整会議（幹部職員会議）にも報告。（平成28年4月1日合併を想定）

平成27年 3月 両理事会で合併検討委員会を置くことを決議、委員会が設置される。

平成27年度事業計画に和幸園・青森和幸会との法人合併を明記。

平成27年 9月 第1回合併検討委員会を開催。

今後の必要な手続きの確認と、
スケジュールの目安をもとに

平成29年4月1日をタイムリミットとして進めていくことなを話し合った。

（社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き
－平成20年3月－社会福祉法人経営研究会）使用

青森市健康福祉部長と両法人理事長が懇談。

11月末日までに両法人内で同意を取り、年内に申請書を提出する事を確認。

平成27年10月 第2回合併検討委員会を開催。

手続きについては専門家（税理士・社労士 等）の援助を受けること、
法人理念の確認、必要な手続きの再確認などを話し合う。

青森市役所担当者と打ち合わせ（介護保険課、子育て支援課、和幸園事務長）

今後の手続き詳細について確認

東京都福祉保健局指導監査部「社会福祉法人事務手続きの手引き（平成24年12月）」
を基本資料として使う旨、指導を受ける

平成27年11月 第3回合併検討委員会を開催。

合併理由書、法人理念の決定、
合併手続きについて青森市役所担当者との打ち合わせ内容を報告、
その流れに沿って進めていくことを確認。

青森和幸会理事会において、和幸園との法人合併とその内容について正式に承認される。

和幸園理事会において、青森和幸会との法人合併とその内容について正式に承認される。

平成27年12月 両法人間において合併契約書を取り交わす。

青森市役所に社会福祉法人合併認可申請書を提出する。

平成28年3月 合併認可書を受理される。

平成28年4月 官報に法人合併広告を掲載。取引業者等に催告書（承諾書）を送付。

和幸保育園において、職員を対象として社会福祉法人和幸園についての説明会を実施。

平成28年7月 法人合併登記完了。登記上は完了日（5日）をもって法人合併日となる。

合併に踏み切った理由

- ①次世代経営者候補に不安
- ②5年、10年先の職責、世代毎の人材不足
- ③本州最北の中核市における超少子高齢人口減少社会の対応
- ④業績が安定している法人同士での合併
- ⑤同一市内、他種別、他エリア間合併による相乗効果
- ⑥財務、資産等の規模拡大

ふるさとは、類を見ない速度で少子高齢化する中、青森市の東半分が高齢事業を行っていた和幸園と、青森県庁から直線距離で100メートルの場所で保育事業を行っていた青森和幸会は、元々、ひとつの法人であったが、事業の独自性を求め事業無償譲渡の形で分離され、35年という月日を別法人としてあゆみ、再度、合併という選択を選んだ。

右肩上がりの時代がすぎ、バブル崩壊、リーマンショックなどの時代を経て、奇しくも2つの兄弟法人は、事業種別や規模といった壁を越えて、将来の展望という観点で同じ悩みを抱えていた。それが「合併に踏み切った理由」6点である。

今後、10年先、更にその先を考えたとき、自治体をまたぎ、人口が集中するエリアに事業を展開する方法もあるが、たまたまふたりの理事長は、拡大路線よりもひとつの基礎自治体の限られたエリアの中で、生後43日目から天寿を全うするまで総合的にふるさとで生きる方々と共に歩む事に魅力を感じ、地方の社会福祉法人に多い家族経営による世襲型の経営に限界を感じていた。

事業内容が多様化する中で、増え続ける数分の管理者・施設長が必要となるだけでなく、現場担当者から経営分野の専門性を持つ者、後継者となりうる人材確保が難しく、両法人とも、このままではいずれ成り立たなくなると感じていた。それならば、業績良好のうちに、同じ方向性、同じ考え方を持った法人同士が合併し、より重層的なサービス提供と経営規模を大型化しそこで得た人材を育て、職責、世代毎、多岐にわたり求める人材育成をすすめることで事業継続安定化を目指す事とした。

合併後の状況 ①

①『次世代経営者候補に不安』への対応

人材の採用、育成を世代毎、職責毎に行う体制へと移行中。
10年間で次世代経営者育成を図る。

②『5年、10年先の職責、世代毎の人材不足』への対応

法人全体として2030年に向けたビジョンを再考、
各事業所ごとビジョン、中長期計画に取り組んでいる。
種別を越えた人材共有で人不足解消を目指している。

合併後の状況②

③『本州最北の中核市における超少子高齢人口減少社会の対応』への対応

市、県、各種団体に働きかけ、人口減少・高齢化の先進地域における社会福祉法人の在り方を模索中。(グループ経営、人材共有、BPO、ICT活用等)

④『業績が安定している法人同士での合併』のその後

300名超の職員数、大きくなった財務、スケールメリット生かした物品購入、HRシステム導入、VPN等のネットワーク強化等、施設単位から法人単位での仕組み作りに取り組中

合併後の状況③

⑤『同一市内、他種別、他エリア間合併による相乗効果』のその後①

施設の垣根を越えて行事を実施（祭り、運動会、研修等）

その他、他法人の保育施設とともに高齢施設での芋ほりや世代間交流を実施。地域に根を張り行ってきた活動を、法人、施設、種別の超えて実施、拡大中。

合併後の状況④

⑤『同一市内、他種別、他エリア間合併による相乗効果』のその後②

青森市内の中心部から東部、市の半分に全てのサービスが集中していることから、「ふるさとで生まれ、育ち、務め、暮らし、天寿を全うする方々に寄り添うことのできる法人」という考えを共有、『ふるさとと生きる』を法人の理念に掲げ、ここで生きていく方々と共に進む社会福祉法人を目指し研鑽中。

合併後の状況⑤

⑥『財務、資産等の規模拡大』のその後

新しい活動エリア、多くの車両、建築物等を活用し、幅広い活動を実施中。

ネットワーク化や、ICTの活用、物品の共同購入等、スケールメリットを生かす活動を模索中。

青森県における法人合併の意義

法人合併は社会福祉法人にとってどんな意味があるのだろうか？

我がふるさと・青森県においてその意味は大きい。

520を超える社会福祉法人が有り、多くは60名規模の一法人一保育所。そんなふるさとが類を見ない人口減少、高齢化にさいなまれている。47都道府県中、数少ない県庁所在地が消滅可能性都市に指定されるなど、2040年はおろか2030年のふるさとが心配な状況だ。

実際に、こどもがおらず、また子育て世代がほとんどいない自治体も出始めた。そんなところでは子育て支援施設は成り立たない。だから廃止する。しかし、そんな自治体は20年後存在できるのだろうか？

そんな地域では合併は最終手段とは言いきれない。まだ、余力があるうちに他種別の法人などと連携し、条件で合意で切れば、早い時期に合併を考えるべきではなかろうか。

青森はこどもや子育て世代が激減している地域にも保育所等の子育て支援施設があります。そこには地域に根を張ったネットワーク、実績、信頼、建物、さらに保育士、看護師、調理員がいます。これは種別を越え、宝物と言っても良いのではないのでしょうか。

青森県では県行政と青森県経営協が「青森県型地域共生社会」の合言葉の元、社会福祉法人のグループ経営に取り組んでいます。経営協北海道東北ブロックでも、現在、それらを共有しながら、ふるさと維持、活性化のために取り組んでいます。

最後に

持ち分を持たない社会福祉法人の合併は、金銭譲渡可能な一般の会社合併と違い様々な問題をはらんでいます。地方では先祖伝来の田畑が基本財産であることも問題を複雑にしています。

しかし、現在のように、ふるさとの存続すら危ぶまれる中、今後、まったく違った価値を法人合併に求める必要があるでしょう。

各々、専門単位で法人を形成していることが多い地方の社会福祉法人は、専門家集団として種別を越え連携を進め、ふるさとでサービスが必要な時に必要なサービスを行う事が必要となります。また人口減少で少なくなる労働力もユーティリティ化を図り共有する事で補えるはずです。設備も同様、全てを共有できたら、現行の資源をフル活用できたら、一見、荒唐無稽の絵に描いた餅かもしれませんが、真剣にそんな事に取り組み地域があるということも、是非、今回、お伝えしたいと考えました。

青森県経営協の取り組み

○社会福祉法人のグループ経営の研究

- ・BPO、HR、クラウド、ネットワーク、SNS等の活用、システム共有等

○保育サービス提供体制構築支援事業(青森県からの業務委託)

- ・県内全ての教育・保育施設へのアンケート(平成30年度実施)
- ・県内3市でのセミナー実施(平成30年度実施)
- ・マッチング支援(平成30年度実施、令和元年実施予定)
 - ・常設相談所、専用電話設置(平成30年度実施、令和元年実施予定)
 - ・マッチングセミナー、相談会実施 (令和元年実施予定)

○人材共有モデル事業

- ・3自治体で保育人材共有を実施(平成30年度実施)
- ・同一自治体で保育人材を共有(令和元年実施予定)

○ICT活用支援、働き方改革・ICT活用強化研修実施

○北海道・東北ブロックセミナーにて共有化(平成30年度実施)